

I 労使関係法

労働組合法

公 布 昭和二四年 六月 一日法律第一七四号
施 行 昭和二四年 六月一〇日 (昭和二四年政令第二〇一号)
最終改正 平成一八年 六月 二日法律第五〇号

注1 平成一七年一〇月二日法律第一〇二号による改正は、平成一九年一〇月一日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正文

注2 平成一八年六月二日法律第五〇号による改正は、平成二〇年一二月一日までの政令で定める日から施行につき、本文には直接改正を加え
ないで、改正文を点線で囲って登載した。

労働組合法施行令

公 布 昭和二四年 六月一九日政令第二三一號
最終改正 平成一八年 四月二八日政令第一八九號

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 労働組合（第五条—第十三条）

第三章 労働協約（第十四条—第十八条）

第四章 労働委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第十九条—第二十六条）

第二節 不当労働行為事件の審査の手続（第二十七条—第二十七条の十八）

△労使関係法▽

労働組合法

第三節 訴訟（第二十七条の十九—第二十七条の二十一）

第四節 雜則（第二十七条の二十二—第二十七条の二十六）

第五章 奬則（第二十八条—第三十三条）

附則

注 右の目次は、平成一八年六月一日法律五〇号により改正され、平成二〇年一二月一日までの政令で定める日から施行

目次中「第十三条」を「第十三条の十四」に改める。

第一章 総則

〔勞必二七四〕

〔概説〕

本章は、労働組合法全体を通ずる総則的規定を設けたものである。第一条は、本法が労働者の地位の向上、団結の擁護並びに団体交渉及びその手続の助成の三つをその目的としていることを明らかにするとともに、労働組合の行為であつてこの目的を達成するためにする正当なものには刑事上の免責が与えられることを規定して、団体行動権の保障をうたつてゐる。

第二条及び第三条は、本法の中核概念である労働組合及び労働者の定義を規定している。

〔目的〕

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行ふために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉を行うこと及びその手続を助成することを目的とする。

成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されなければならない。

刑法

〔正当行為〕

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

通達

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成すること及びその手続を助成することを目的とする。

△労使関係法▽

労働組合法（一章・一条）

外部監査の基準

問 労組法五条二項七号において、労組法上の労働組合は、職業的に資格がある会計監査人による監査を受けなければならない旨定めているが、具体的にどのような基準によつて監査が行われるのか。

答 お尋ねの外部監査の基準については、日本公認会計士協会が平成一六年四月に「労働組合監査における監査上の取扱い」を公表しているので、以下に掲載します。これにより、「労働組合監査における監査上の取扱いについて」（平成三年一月一二日 公益法人委員会報告一七号）は廃止されました。

〈非営利法人委員会報告 第二七号〉

労働組合監査における監査上の

（平成一六年四月六日）
（日本公認会計士協会）

1 はじめに

本報告は、平成一四年一月二五日に企業会計審議会から、「監査基準の改訂について」が公表されたのに伴い、新たに会員が労働組合の計算書類の監査を実施するに当たり留意すべき一般的指針について報告するものである。

なお、本報告の発効に伴い公益法人委員会報告第一七号「労働組合における監査上の取扱いについて」（平成三年一月一二日）は廃止する。

2 労働組合監査の根拠

労働組合の会計監査は、労働組合法第五条第一項第七号において「すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状

況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表されること。」と定められており、労働組合法上の労働組合は職業的に資格がある会計監査人による監査を受けなければならない。

特定独立行政法人等及び地方公営企業の職員で構成する労働組合に対しては、この労働組合法の外部監査の規定が適用されている（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第三条第一項、地方公営企業労働関係法第四条）。

さらに、国家公務員及び地方公務員の職員団体については、労働組合法が適用除外とされている（国家公務員法附則第一六条、地方公務員法第五八条第一項）が、その職員団体が法人格を取得する場合は、公認会計士若しくは監査法人又は信託会社の監査証明を受けすることが必要である（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五条第三号）。したがって、これらの法律に基づく職員団体も法人格を取得する場合には、職業的に資格がある会計監査人による監査を受けなければならない。

3 監査の性格

労働組合の監査は基本的には会計監査であつて業務監査や能率監査ではない。外部監査人の会計監査は不正誤謬の発見を直接目的としたものではなく、計算書類（收支計算書、貸借対照表及び附属明細表）の適否についての監査である。

計算書類の監査は、監査基準に準拠して実施されなければならず、これは労働組合監査においても同様である。

平成一四年一月二十五日の監査基準の改訂により、監査実施におけるリスク・アプローチが明確にされており、労働組合においても、同様のアプローチによって監査が実施される必要がある。

なお、労働組合法上の労働組合の監査の実施に当たつては、労働組合法の規制事項（使用者の援助に関する規制（第二条第二号）、主要な寄附者に関する規制（第五条第二項第七号）及び共済事業その他福利事業に関する規制（第九条）に留意しなければならない。

4 労働組合が準拠すべき会計の基準

労働組合の計算書類は、「一般に公正妥当と認められる労働組合会計の基準」に準拠して作成、報告されることが望ましいことはいうまでもない。

公益法人委員会（現非営利法人委員会）では、労働組合会計に関するガイドラインとして、公益法人委員会報告第五号「労働組合会計基準」（昭和六〇年一〇月八日）（以下「公益法人委員会報告第五号」という。）を公表している。公益法人委員会報告第五号は公表後

一五年以上を経過し、かつ多数の労働組合において採用されていることから「一般に公正妥当と認められる労働組合会計の基準」として定着したものと考えられる。したがって、計算書類が公益法人委員会報告第五号に基づいて作成されている場合には、「一般に公正妥当と認められる労働組合会計の基準」に準拠しているという意見を表明することができるものといえる。

各労働組合が從来から慣行的に採用している会計の基準に準拠して計算書類を作成している場合、その会計の基準が公益法人委員会報告第五号以外の基準であっても「一般に公正妥当と認められる労働組合会計の基準」としての合理性を有するものであれば、「一般に公正妥当と認められる労働組合会計の基準」に準拠しているという意見を表明することができるものといえる。

5 監査リスクの評価

一般的に、労働組合には内部監査制度と予算制度が確立されており、制度として整備されていると考えられる。労働組合の規模は多様であるが、多数を占めると考えられる規模の小さい労働組合の会計組織は少數の人員により構成されており、内部統制は十分に整備されていない場合もあり得る。しかしながら、十分整備された内部統制を持つ労働組合も存在する。したがって、監査人は監査の実施に先立ち組合の組織・規模・担当者の経理能力及び会計帳簿の整備状況等を十分に勘案して監査計画を立案しなければならない。

6 監査報告書

監査報告書の標準文例は、会員が労働組合の計算書類に対して監査報告書を作成するための一般的指針として作成したものである。

(1) 法的根拠

標準文例は、「労働組合法第五条第二項第七号の規定に基づき」としているが、特定独立行政法人等又は地方公営企業の職員で構成する労働組合の場合は、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第三条第一項の規定に基づき」又は「地方公営企業労働関係法第四条の規定に基づき」、国家公務員又は地方公務員の職員団体で法人格を有する団体の場合は、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五条第三号の規定に基づき」とし、労働組合法上の労働組合とはならない上部団体等については、「労働組合法第五条第二項第七号の規定に準じて」又は「労働組合規約第〇〇条の規定に基づき」等のように変更することが必要である。

(2) 監査の対象

監査の対象とした計算書類は、公益法人委員会報告第五号の体系によっているが、これと異なる名称の場合は、その名称を明確に記載する。